

津市公共施設等総合管理計画の位置付け等について

1 地方公共団体への公共施設等総合管理計画の策定要請

総務省から平成26年4月22日付で地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」とします。）の策定に取り組むよう要請がありました。

2 管理計画の概要

管理計画では、次の項目について所要の検討を行い、その検討結果を記載することとされています。

- (1) 公共施設等の現状及び将来の見通し
- (2) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- (3) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3 本市の管理計画の策定に向けた取組状況

- (1) 策定推進体制

市長を会長とする津市公共施設等総合管理計画策定・推進会議を設置するとともにプロジェクト・チーム等を組織し、管理計画の策定に向けて取り組んでいます。

- (2) スケジュール

平成28年度末に管理計画を策定する予定です。

4 管理計画策定において国から要請されているポイント

- (1) ハコモノに限らず、インフラ系を含めた市所有の全ての公共移設が対象
 - ・ 道路、水道、下水、公園などを含むすべての施設
- (2) 少なくとも10年以上に渡る長期的な視点に立った老朽化対策
 - ・ 適切な維持管理・修繕の実施
 - ・ トータルコストの縮減と平準化
- (3) 統廃合・更新・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載
 - ・ 施設総量の最適化
 - ・ 融合化、集約化、複合化、拠点化などの視点から公共施設の再配置
 - ・ 事務事業及び人的配置の再編を含めた公共施設によるサービス提供の見直し